7　第二項の届出については、第一条第三項第一号、第一条の三第一項第一号及び本条第三項の規定にかかわらず、一本化省令の定めるところによることができる。

別表

第一類物品～第六類物品　（略）

第七類物品　危険物（消防法第九条の四第一項の指定数量未満のものを除く。）及び高圧ガス（高圧ガス保安法第三条第一項第八号に掲げるものを除く。）

第八類物品　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年六月二十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一三三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略） 三級地	
	石垣市浜崎町一の一の八	沖縄地区税関石垣税関支署	
	石垣市字白保一九六〇の一〇四	沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所	
	（略）	（略）	（略）

備考1　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては、平成三十年七月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

7　第三項の届出については、第一条第三項第一号、第一条の三第一項第一号及び本条第三項の規定にかかわらず、一本化省令の定めるところによることができる。

別表

第一類物品～第六類物品　（略）

第七類物品　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条の危険物及び高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス

第八類物品　（略）

改正後	改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略） 三級地	
	石垣市浜崎町一の一の八	沖縄地区税関石垣税関支署（新設）	
	（略）	（略）	（略）

備考1　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2　（略）

二　（略）